

平成 20 年度第 3 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 21 年 2 月 16 日（月）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 21 年 2 月 16 日（月） 14:00～16:35
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：神戸国際港都建設計画道路の変更

【議案の説明】

今回決定する 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線については、既に供用している 1.3.1 号大阪湾岸線（阪神高速道路 5 号湾岸線）平成 6 年 9 月に都市計画決定された 1.3.5 号湾岸線及び 1.4.2 号都市高速道路 2 号線（阪神高速道路 31 号神戸山手線）と接続して、広域的幹線道路網を形成し、自動車交通の適切な分担により円滑な交通処理を図るとともに、計画路線周辺諸都市の活性化に資するため、本案のとおり追加するものである。

なお、本都市計画による 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線事業が周辺環境に与える影響については、1.3.6 号大阪湾岸線西伸線事業環境影響評価書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないものと判断する。

[概 要]

1.3.6 号 大阪湾岸線西伸線 幅員 27m（6 車線） 延長 約 14,490m

第 2 号議案：大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価書について

【議案の説明】

本事業の実施によって影響が及ぶと考えられる「大気質」「騒音」「振動」「低周波音」「水質」「底質」「土壌」「日照障害」「動物」「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」「廃棄物等」の 12 項目について調査・予測及び評価を行った。

予測の結果、必要な環境保全措置等を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。

このことから都市計画対象道路事業に係る環境の保全について、適切な配慮がなされていると評価する。

なお、「景観」については、市街地や山側からの眺望点から見た眺望景観を含め、今後、事業実施段階において、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を踏まえ、地域住民や学識経験者等の意見を伺いながら、予測評価等を実施することとしている。

また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら必要な調査を実施し、適切な措置を講じる。

さらに、事業実施段階及び供用後においては、「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づく事後調査を実施することとしており、事業実施段階における事業計画を踏まえ、関係機関と調整し、必要な環境の状況等について適切に把握することとしている。

(専門委員からの調査結果報告)

本環境影響評価結果は妥当であり、知事意見や大臣意見に対しても適切に対応し、環境影響評価書がとりまとめられたとの報告があった。なお、今後の事業実施に際しては、評価書に記載された内容を遵守する他、沿道地区住民の意見等も聴きながら、適切な対応を行うよう要望があった。

【第 1 号議案及び第 2 号議案に係る主な意見等】

- ・ 委員から、社会経済情勢の変化による計画案の見直し、事業主体・総事業費、行政の説明責任、環境影響評価について質問があり、住民合意がなされておらず、道路の必要性が十分に検討されたとは思えないため反対の意思表示があった。
- ・ 委員から、環境影響評価（騒音）及び住民説明の経緯について質問があり、住民への説明が不十分であるので、合意形成に努力するよう要望があった。
- ・ 委員から、早期の事業化を期待するが、景観について、事業実施段階において十分に検討を行い、関係者の理解を得るように、また、事後評価の確実な実施と関係者への情報公開を行うよう要望があった。
- ・ 委員から、住民の理解が得られていない中での都市計画決定は時期尚早であるとの意見があった。
- ・ 委員から、この道路は必要であり、住民の理解を得る努力をする中で、少数の反対意見は仕方がないとの意見があった。

【第 1 号議案及び第 2 号議案に係る採決の結果】

可決第 1 号議案、第 2 号議案いずれも原案どおり

.....
第 3 号議案：中播都市計画道路の変更

【議案の説明】

大門西治線は、福崎町東田原を起点とし福崎町西治に至る延長約 3,340m、幅員 18m の幹線道路で、昭和 51 年 3 月に都市計画決定されている。

今回、中島井ノ口線との交差点部付近における沿道の土地利用に配慮して、一部区間の線形を変更するものである。これにより、中国自動車道福崎インターチェンジ周辺の道路配置との整合がより図れることとなる。

[概 要]

3.4.250 号 大門西治線 幅員 18m (2 車線) 延長 約 3,340m (区域及び線形の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第4号議案：西淡都市計画道路の決定

【議案の説明】

近年の交通量の増加や都市的な土地利用の拡大に伴い、湊地区及び松帆古津路地区の円滑な交通処理と良好な市街地形成を図るため、湊線及び湊古津路線を都市計画決定する。

[概 要]

3.5.420号 湊線 幅員15m(2車線) 延長約880m

3.5.421号 湊古津路線 幅員15m(2車線) 延長約890m

【主な意見等】

委員から、事業実施に伴う移転補償について質問があり、住民合意をはかるよう要望があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
078 362 3578

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧する予定です。